



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 18 日（木曜日） 第 647 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○県立こども療育センターにおいて実施する障害
福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一
部を改正する規則……………（障がい福祉課） 1

告 示

頁

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課） 2
○保安林の指定解除の予定の通知（2件）……………（ ” ） 2
○公金の収納に関する事務の委託……………（国際・経済交流課） 2
○特定水産資源の採捕の停止……………（漁業管理課） 2

海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示…………… 3

規 則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則（平成15年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（使用料の減免） 第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。 2 [略]	（使用料の減免） 第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。 2 [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 596号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
井川 伸行 あおぞら鍼灸院	北諸県郡三股町大字樺 山4892- 3	令和 7 年 8 月 20 日

宮崎県告示第 597号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300471	児童発達支援・放課後等デイサービス R o o t s	宮崎県延岡市祇園町1丁目4-6 福田ビル2階	株式会社アリサラのうんてい屋さん	神奈川県横浜市港北区新吉田町 193 番地	令和7年9月8日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 598号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年9月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字宇都 231-1、231-2、232、252、274、274-4から274-6まで、274-8、274-9、274-11、274-13から274-18まで、274-23から274-27まで、274-34、274-36、274-53、274-67、宇田尻 725、726、762-1、763-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 599号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 西都市大字上揚字壺之木浦 304-23、304-24
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 600号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字折戸 102-42（国有林）

- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 601号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年9月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東四丁目3番5号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等ふるさと宮崎応援寄附金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 602号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に

基づく宮崎県資源管理方針別紙1-4の第2の3に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和7年9月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 146号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第1項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和7年9月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、宮崎県におけるあまだい類、かさご、さばふぐ類等に関する沿岸延縄漁業の資源管理協定のあまだい延縄漁業に参加しなければならない。

（漁獲量の上限）

- 3 あまだい延縄漁業で令和7年漁期（令和7年10月から令和8年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			県留保量	合計
	県北部 （延岡市～ 日向市管内 の漁業協同 組合）	県中部 （都農町～ 宮崎市管内 の漁業協同 組合）	県南部 （日南市～ 串間市管内 の漁業協同 組合）		
令和 7 年	0.2トン	2.6トン	11.3トン	0.5トン	14.6 トン

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

- 5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。
- 6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない

い。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

--	--